

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和3年3月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和3年3月29日

港区監査委員

徳重寛之

同

高橋元彰

同

池田幸司

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象団体等	1
3	監査対象範囲	1
4	監査実施団体等及び監査の方法	1
5	監査の主な観点	5
第 2	監査の結果	7

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和2年10月12日から令和3年1月29日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体等
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

令和元年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体等及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表の1から10までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

(2) 書面監査を行った団体等

監査実施団体等一覧表の11から16までの団体及び事業者を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

(3) 税理士等による会計書類調査

監査実施団体等一覧表のうち、次の団体については、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

- ・ 公益財団法人 東京YMCA
- ・ 株式会社 東急コミュニティー
- ・ 百葉の会・東急コミュニティー 共同事業体
- ・ 株式会社 日本保育サービス
- ・ 本所賀川記念館・太平ビルサービス 共同事業体

- ・ 株式会社 グリーバル
- ・ アカネ・ハリマ・イビデン グループ
- ・ ShoPro-Taihei 共同事業グループ
- ・ 学校法人 慈恵大学
- ・ アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体

《監査実施団体等一覧表》

	団体等名称	補助金等の名称	補助金等の金額
1	公益財団法人 東京YMCA	芝浦アイランドこども園 管理運営	332,361,361円
		芝浦アイランド児童高齢者 交流プラザ管理運営	144,200,643円
2	株式会社 東急コミュニティー	高齢者集合住宅管理運営 (ピア白金)	21,015,426円
		高齢者集合住宅管理運営 (フィオーレ白金)	
		高齢者集合住宅管理運営 (はなみずき白金)	
		高齢者集合住宅管理運営 (はなみずき三田)	
3	百葉の会・ 東急コミュニティー 共同事業体	三田いきいきプラザ管理運営	438,535,636円
		虎ノ門いきいきプラザ管理運営	
		神明いきいきプラザ管理運営	
4	株式会社 日本保育サービス	神明保育園管理運営	286,150,237円
		神明子ども中高生プラザ 管理運営	110,431,513円
		たかはま保育園管理運営	284,137,522円
5	本所賀川記念館・太平ビル サービス 共同事業体	港南子ども中高生プラザ 管理運営	283,299,701円
6	株式会社 グリーバル	高輪森の公園管理運営	12,889,289円
		亀塚公園管理運営	175,705,462円

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
6	株式会社 グリーンバル	三田台公園管理運営	
		高松くすのき公園管理運営	
		高輪公園管理運営	
		白金公園管理運営	
		豊岡町児童遊園管理運営	
		三田松坂児童遊園管理運営	
		松が丘児童遊園管理運営	
		高松児童遊園管理運営	
		二本榎児童遊園管理運営	
		泉岳寺前児童遊園管理運営	
		車町児童遊園管理運営 (令和元年12月27日 廃止)	
		高輪南町児童遊園管理運営	
		白金志田町児童遊園管理運営	
		白高児童遊園管理運営	
		白金一丁目児童遊園管理運営	
		四の橋通児童遊園管理運営	
三光児童遊園管理運営			
雷神山児童遊園管理運営			
奥三光児童遊園管理運営			

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
6	株式会社 グリーバル	白金児童遊園管理運営	
		白金台四丁目児童遊園管理運営	
		白台児童遊園管理運営	
		白金台どんぐり児童遊園管理運営	
7	アカネ・ハリマ・イビデングループ	芝浦公園管理運営	151,039,975円
		プラタナス公園管理運営	
		埠頭公園管理運営	
		東八ツ山公園管理運営	
		港南和楽公園管理運営	
		港南公園管理運営	
		港南緑水公園管理運営	
		お台場レインボー公園管理運営	
		芝浦中央公園管理運営	
		船路橋児童遊園管理運営	
末広橋児童遊園管理運営			
8	ShoPro-Taihei 共同事業グループ	しばうら保育園管理運営	514,056,403円
		しばうら保育園分園管理運営	
9	学校法人 慈恵大学	がん在宅緩和ケア支援センター管理運営	70,686,252円
10	アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体	郷土歴史館管理運営	427,384,256円

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
11	一般財団法人 港区国際交流協会	国際交流協会補助金	9,251,000円
12	一般社団法人 港区観光協会	観光協会補助金	36,652,000円
13	公益社団法人 港区シルバー人材センター	シルバー人材センター補助金	93,605,000円
14	公益社団法人 長寿社会文化協会	アクティブシニア就業支援 センター事業補助金	24,545,099円
15	社会福祉法人 家庭授産奨励会 ほか5団体	知的障害者グループホーム 運営費等補助金	23,071,934円
16	株式会社 フジエクスプレス	コミュニティバス事業補助金	287,404,000円

5 監査の主な観点

(1) 補助金等交付団体等

ア 所管部局

- ① 補助金等の交付の方法、手続及び時期は適正か。
- ② 補助金等の効果及び条件の履行の確認は適切か。
- ③ 団体への指導・監督は適切に行われているか。

イ 団体等

- ① 補助金等交付申請及び報告は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業は、計画及び交付条件に従って、適正かつ効果的に執行されているか。
- ③ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

(2) 出資団体

ア 所管部局

- ① 団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。

イ 団 体

- ① 設立等の目的に沿って事業運営が行われているか。
- ② 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
- ③ 経営成績及び財政状態は健全か。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 所管部局

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理団体への指導・監督は適切に行われているか。

イ 団 体

- ① 管理運営に関する協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 管理業務に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 公益財団法人 東京YMCA

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、公益財団法人東京YMCAに対して、港区立芝浦アイランドこども園の指定管理料3億3,236万円余、港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの指定管理料1億4,420万円余を支出した。

(1) 修繕費の妥当性の担保について《意見事項》

港区立芝浦アイランドこども園の管理運営では、「園庭木製遊具補修工事（令和元年5月10日 164,592円）」、「3歳児保育室床修繕工事（令和元年5月18日 1,188,000円）」、「業務用給湯器部品交換（令和元年9月9日 594,199円）」、「5歳児保育室床メンテナンス工事（令和元年9月30日 259,200円）」、「1階サッシ窓交換工事（令和2年3月31日 1,122,000円）」、「送風機修理工事（令和2年3月31日 832,700円）」。

港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営では、「デジタルレコーダー×2 監視モニター更新工事（令和元年6月19日 1,134,000円）」など、指定管理者が事業者が発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

2 百葉の会・東急コミュニティー 共同事業体

【所管部局：芝地区総合支所】

区は、百葉の会・東急コミュニティー共同事業体に対して、芝地区港区立いきいきプラザの指定管理料4億3,853万円余を支出した。

(1) 再委託協議の決裁処理について《指摘事項》

「指定管理者制度運用マニュアル」では、再委託承諾書の決裁区分は総合支所長専決としているが、課長専決で処理されていた。

所管課は、指定管理者制度の事務管理の適正化を図るとともに、部長、課長、係長は諸手続の決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

(2) 修繕費の妥当性の担保について《意見事項》

港区立三田いきいきプラザ管理運営では、「エントランス・多目的トイレの自動ドア修理（令和元年8月22日 1,296,000円）」、「3階の港区職員住宅の電力計取替作業修繕費（令和元年12月14日 145,200円）」、「男性用の混合排水管漏水補修工事（令和2年3月24日 319,000円）」、「男性用真空式温水器部品 取替工事（令和2年3月26日 869,000円）」。

港区立神明いきいきプラザ管理運営では、「自動ドア扉の挟み込み防止のための形状調整を実施（令和元年6月10日 388,800円）」、「排煙窓に不具合が有り修理（令和元年8月29日 248,400円）」、「トレーニングスペース内にあるネットに破損があり交換（令和元年9月27日 507,600円）」、「6階体育館内にある舞台照明設備における部品交換（経年劣化）（令和元年9月18日 705,240円）」、「水道メーター定期交換の実施（令和2年2月5日 1,056,000円）」。

港区立虎ノ門いきいきプラザ管理運営では、「トレーニングルームトレッドミルベルト交換（令和2年2月5日 137,500円）」など、指定管理者が事業者が発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

3 株式会社 日本保育サービス

【所管部局：芝地区総合支所】

区は、株式会社日本保育サービスに対して、港区立神明保育園の指定管理料2億8,615万円余、港区立神明子ども中高生プラザの指定管理料1億1,043万円余を支出した。

(1) 業務の再委託について《指摘事項》

指定管理者は、再委託業務の遊具点検を株式会社コトブキで再委託申請を行っていた。しかし、点検報告書は株式会社丸山製作所から提出されており、株式会社コトブキから株式会社丸山製作所への再委託先の変更協議はされていなかった。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務や事業について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、再委託業務については事前に書面による申請及び承諾に漏れが無

いよう指定管理者への指導を徹底し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 指定管理料にかかる経費区分と支出科目について《指摘事項》

人件費は、「施設に勤務する職員等にかかる人件費」としている。港区立神明子ども中高生プラザの事業で外出する際の交通費（現場交通費）については、指定管理料の経費区分にある人件費には該当しない。しかし、「現場交通費（プラザ事業分）124,339円」及び「現場交通費（学童事業分）30,209円」は、事業運営費で支出すべきところをいずれも清算項目である人件費から支出していた。

港区立神明子ども中高生プラザの人件費は、予算額89,406,392円、支出額77,504,137円で、余剰金額は11,902,255円と報告されているが、支出額は77,349,589円が正しく、余剰金額が154,548円少ないことになる。余剰金については、適正な処理をすべきである。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(3) 実績報告書の提出について《意見事項》

港区立神明保育園の管理運営に関する基本協定書第25条第1項では、指定管理者は、毎月終了後、翌月10日までに本業務の実施状況、収支状況、利用状況を業務報告書にまとめて区に提出しなければならないとしている。

令和元年度の保育事業成績報告書（保育園の月次報告書）は、平成31年4月分は令和元年5月21日、令和元年6月分は7月23日、令和2年3月分は4月16日に提出されていた。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までの提出を促し、正確な事務処理に努められたい。

(4) 備品の管理について《意見事項》

「指定管理者制度運用マニュアル」では、備品は区が購入して無償で貸与し、指定管理者は指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態を保つよう、適切

に管理・修繕を行うものとしている。

指定管理者は、令和元年度に保育園用として区が購入した空気清浄機2台(備品Ⅰ種)について、令和2年4月1日付の管理備品等一覧に記載していなかった。

所管課は「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な備品の管理について指導されたい。

(5) 修繕費の妥当性の担保について《意見事項》

港区立神明保育園管理運営では、「スチームコンベクションオープン修理(平成31年4月18日、25日 288,900円)」、「更衣室カーテン設置(令和元年8月6日 155,520円)」、「食器消毒保管庫修理(令和元年12月27日 192,500円)」、「1歳児室据付棚撤去及び壁面仕上げ工事(令和2年3月28日 170,500円)」。

港区立神明子ども中高生プラザ管理運営では、「5階空調機ファンモーター交換(令和2年1月20日 250,800円)」、「学童室空調機ファンモーター交換(令和2年2月10日 160,600円)」、「工作室空調機基盤、冷却ファン交換(令和2年2月10日 143,000円)」など、指定管理者が事業者が発注した修繕について、複数事業者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、株式会社日本保育サービスに対して、港区立たかハマ保育園の指定管理料2億8,413万円余を支出した。

(1) 実績報告書の提出について《意見事項》

港区立たかハマ保育園管理の運営に関する基本協定書第25条第3項に定める年次の業務実績報告書について、社員研修の実施状況、一時保育などの収支状況の詳細が記載されていなかった。また、業務基準書(2)職員体制アに定める「施設等管理責任者任命報告書」及び、同(4)イ(ウ)に定める「物品管理責任者任命報告書」が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、正確な報告書の作成を指導し、基本協定書で規定した期限までの提出を促すとともに、その内容を十分に精査し、正確な事務処理に努められたい。

(2) 現金収納事務の規定遵守について《意見事項》

業務基準書では収納した現金は翌営業日に区が指定する金融機関へ払い込むこととしている。

しかし、一時保育料の収納について、263件のうち175件が金融機関に翌営業日までに払い込まれていなかった。その内、最大で2週間経過しているものがあった。

所管課は、収納した現金の払込みについて、業務基準書の規定の遵守を徹底するように指定管理者を指導されたい。

(3) 契約にかかる書類の保管不備について《意見事項》

「園庭砂場設置工事（令和元年5月29日 1,298,160円）」、「経年劣化による敷居取替工事（令和2年2月16日 891,000円）」、「4歳児室の収納棚・パーティション撤去（令和2年3月28日 379,500円）」、以上3件の工事の契約にあたり、見積もり合わせを行ったとしていたが、契約した業者以外の見積書は監査当日に確認ができず、その後も書類の管理不備で発見できなかったことは、極めて遺憾である。

所管課は、指定管理者が行う修繕について、その透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて文書の保管をすよう、指定管理者を指導されたい。

4 本所賀川記念館・太平ビルサービス 共同事業体

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体に対して、港区立港南子ども中高生プラザの指定管理料2億8,329万円余を支出した。

(1) 業務の再委託について《指摘事項》

指定管理者が再委託を行った業務のうち、「中央監視装置保守点検（2,488,000円）」に関して、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者にも再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(2) 備品の管理について《意見事項》

「指定管理者制度運用マニュアル」では、備品は区が購入して無償で貸与し、指定管理者は指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態を保つよう、適切に管理・修繕を行うものとしている。

指定管理者は、令和元年度に区が購入したAED(備品番号2038091)について、令和2年4月1日付の管理備品等一覧に記載していなかった。

なお、期限切れして区へ返還したAEDが、管理備品等一覧に記載されたままとなっていた。

所管課は「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な備品の管理に努められたい。

5 アカネ・ハリマ・イビデン グループ

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、アカネ・ハリマ・イビデングループに対して、港区立芝浦公園等の指定管理料1億5,103万円余を支出した。

(1) 施設の安全管理について《意見事項》

照明及び空調設備点検（令和元年6月5日、令和元年8月27日、令和元年11月28日、令和2年2月28日実施）で指摘されている芝浦中央公園のポール照明2か所不点灯、園庭灯ガラスグローブ複数破損については、軽微なものではあるが、監査当日まで未改修のままだった。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングを適切に行い、点検結果における指摘に対しては早急に対処し、施設の安全管理を徹底されたい。

(2) 指定管理料の清算書について《意見事項》

指定管理者が提出した令和元年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票を照合したところ、清算項目である施設管理経費（再委託分）の7月分集計に誤りがあった。3,865,259円は3,866,123円が正しく、864円清算金額が多かった。

実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするため不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を指導されたい。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執行及び指定管理料の清算処理

が適正に行われているか等について、内容の確認を徹底されたい。

6 ShoPro-Taihei 共同事業グループ

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、ShoPro-Taihei 共同事業グループに対して、港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園の指定管理料5億1,405万円余を支出した。

(1) 不適切な決裁処理等について《指摘事項》

「指定管理者制度運用マニュアル」では、指定管理者は、業務を実施するにあたり、当該年度の事業開始前（年度協定書締結前）に事業計画書を、区に提出しなければならないとしている。

また、事業計画の変更に伴う流用申請などは、事前に協議を行うこととし、年度終了時の業務実績等については、協定書に基づき区の指定する期限までに業務実績等を提出させ、指定管理者が行った1年間の業務が協定書等で定められた要求水準を満たしているか否かを確認するとしている。

本園の事業計画書や指定管理料の流用申請などが書面にいわゆるゲタ判を押し、簡易決裁していた。また、決裁日が記載されておらず意思決定日は不明だった。

さらに分園では、事業計画書を決裁しておらず、年間事業実績報告書は総合支所長、課長、係長、係員の確認印がなかった。

文書管理規程は、起案は電子起案方式によることとしているが、保存年限が随時（1年未満）である簡易な文書を受領した場合などには、文書管理システムに登録せずに簡易決裁することができるとしている。しかし、本件は簡易決裁できる事案に該当するものではない。

所管課は、文書管理規程及び「指定管理者制度運用マニュアル」に基づいて適正な事務処理を行うべきである。

(2) 業務の再委託について《指摘事項》

指定管理者が再委託を行った業務のうち、非常用発電設備 消防法機器点検（令和元年5月13日 297,000円）は、区の承諾がないまま東芝インフラシステムズ株式会社へ再委託を行った。また、点検業務の委託を受けた業者は、一部でヤンマーエネルギーシステム株式会社に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内

容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(3) 保守点検における指摘事項への対処について《指摘事項》

施設管理に関する報告書は、所管課で点検後、指定管理者へ返却していた。このため、以下のような事例が見受けられた。

消防用設備点検の総点検は令和元年7月7日、点検結果を消防署へ提出したのは令和2年3月18日で、8か月以上経過していた。令和2年1月12日に実施した機器点検時には、総点検時に「不良」と判定されていた連結送水管の耐圧試験はされておらず、その他にも不良と判定された箇所が増えていた。また、消防用設備点検で「不良箇所」があったにも係わらず、消防署へ改修計画書を提出していなかった。

水質調査は、ヒロエンジニアリング株式会社と再委託契約している。7月の報告書綴りに、再委託先ではない事業者からの報告書が混在していた。本報告書は他の民間施設の結果報告書であり、誤ってしぼうら保育園へ送付されていた。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングを適切に行い、指摘された事項については速やかに改修を行うよう指導し、施設の安全管理を徹底するとともに、提出された報告書を適切に保管すべきである。

(4) 指定管理料の清算書について《意見事項》

指定管理者が提出した港区立しぼうら保育園の令和元年度実績報告書と、再委託申請書等の関係調書を照合したところ、清算項目である施設管理経費（再委託分）の集計に誤りがあった。

提出された清算書では、再委託の予算額は8,422,000円、支出額は8,361,560円で清算額60,440円のところ、計算を誤り60,500円で清算を行っていた。

また、再委託の予算額は8,345,080円、支出額は8,579,800円が正しく、予算額を超過するため、清算金額は0円となる。

実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするため不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を指導されたい。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執行及び指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容の確認を徹底されたい。

7 アクティオ・東急コミュニティー 共同事業体

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、アクティオ・東急コミュニティー共同事業体に対して、港区立郷土歴史館の指定管理料4億2,738万円余を支出した。

(1) 業務の再委託協議もれについて《指摘事項》

港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。しかし、「フラッパーゲート保守委託（1,085,400円）」、「非常用発電機負荷試験（319,000円）」、「マットリース（117,720円）」、「展示室装置、システム関連スポット（2,854,500円）」、「清掃スポット（1,228,000円）」、「植栽スポット（710,376円）」、「植栽スポット（103,036円）」の7件は、区の承諾がないまま再委託を行っていた。

その内1件「フラッパーゲート保守委託」に関しては、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託業務については、事前に書面による申請及び承諾に漏れがないよう、指導を徹底すべきである。

(2) 業務の再委託について《指摘事項》

指定管理者が再委託を行った業務のうち、「交換設備保守点検（305,200円）」「水処理器点検（軟水器樹脂交換業務）（382,800円）」に関して、再委託を受けた事業者は保守点検業務について、さらに別の事業者に再々委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(3) 実績報告書の作成について《意見事項》

平成31年度の港区立郷土歴史館管理運営に関する年度協定書（平成31年4月1日付）第5条では、指定管理料は定めた期間ごとに業務履行確認後、指定管理業者からの請求に基づき支払うものとしている。しかし、月次報告書及び四半期ごとの執行状況報告書では、指定管理料が先払いで支払われたこととなっていた。

これらの書類は、指定管理料が未払いにもかかわらず、四半期ごとに支払予

定の金額が記載されたまま確認処理されていた。月次報告書及び四半期ごとの執行状況報告書が事実に基づかない内容となっていたことは、極めて遺憾である。

所管課は、指定管理者に対し、正確な報告書の作成を指導するとともに、提出された報告書は十分に精査し、内容を確認されたい。

8 一般社団法人 港区観光協会

【所管部局：産業・地域振興支援部】

区は、一般社団法人港区観光協会に対して、一般社団法人港区観光協会補助金3,665万円余を支出した。

(1) 会計の透明性について「意見事項」

港区補助金等交付規則第5条第1項第3号では、経費の配分、同項第4号では、算出の基礎を記載した申請書を提出させることとなっているが、補助金交付申請書に添付されている収支予算書は、港区観光協会の稟議書の写しだった。これは観光協会全体のものであり、補助金の交付決定時に予算の内訳が分からないため、補助金確定時に提出された明細書では予算との相違を比較できなかった。

また、「協会事務局体制支援事業」と「協会運営事業」では補助金の用途は違うものとなっている。補助金確定時に確定総額は変わらず、「協会事務局体制支援事業」と「協会運営事業」の内訳が変更となっている。観光協会とは変更の協議をしたとしているが、協議の経過が分かる資料は関連する文書の中で確認することはできなかった。

所管課は、港区観光協会に対し、港区補助金等交付規則に基づく交付申請書の提出を求めるとともに、補助金対象事業に変更が生じた際は、一般社団法人港区観光協会補助金交付要綱第7条に基づき、補助金事業変更申請書（第6号様式）の提出を指導されたい。提出された申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理に努められたい。

9 社会福祉法人 家庭授産奨励会 ほか5団体

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人家庭授産奨励会ほか5団体に対して、港区知的障害者グループホーム運営費等補助金2,307万円余を支出した。

(1) 補助金交付申請書類（清算書）の提出について《指摘事項》

港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱第13条第2項では、補助事業者は、補助金の額の確定通知後、速やかに知的障害者グループホーム運営費等補助金清算書を区長に提出しなければならないとしている。しかし、区は確定した補助金額が交付額と同額のため返還を要しない1事業者（1施設）について、知的障害者グループホーム運営費等補助金の清算書（第13号様式）の提出を受けていなかった。平成27年度財政援助団体等監査において、同様の意見をされているにもかかわらず、改善されていないことは、極めて遺憾である。

所管課は、補助金交付団体に対し、交付額と同額のため返還を要しない場合であっても、清算書を提出するよう指導するとともに、当該補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

10 指定管理者制度に関する意見について

【所管部局：企画経営部】

(1) 指定管理業務の指導について

所管課は、基本協定書に基づき、施設の運営状況、業務の収支状況や経費の執行の内訳等を記載した月次報告書を毎月終了後翌月の定められた日までに提出させて内容を確認することとしている。年度終了時には、区の指定する期限までに業務実績等を提出させ、指定管理者が行った1年間の業務が、協定書等に定められた要求水準を満たしているかを確認し、必要な改善等を指示し、結果を次年度の管理運営に反映させることとしている。

指定管理の制度主管である区役所改革担当は、所管課に対し、日常の業務把握、月次モニタリングや年度報告書に基づき、年度ごとに指定管理施設検証シートにより検証させ、区のホームページで公表するとしている。

しかしながら、月次報告書、四半期ごとの収支報告、事業実績報告書等に

ついて、収受の押印がないため、提出日の確認ができなかった事例が多数見られた。また、検証シートが、平成30年度分のものであった事例やホームページ上に掲載されていない事例が見受けられた。

所管課が、細心の注意をもって事務処理をすべきことは勿論であるが、制度主管である区役所改革担当は、各所管課に対し、業務や経理が適正に執行されるよう指導監督を行わなければならない。

指定管理者制度開始から年月が経過し、指定管理者が運営する施設も増えてきている。区役所改革担当においては、「指定管理者制度運用マニュアル」を適切に見直し、よりの確に組織的な確認体制が十分に機能するよう、指定管理者制度を運用する所管課に対し、検証シートやホームページの掲載内容の適時更新など基本的な事務処理の改善及び再発防止に努めるよう指導を徹底されたい。